令和８年度
第２回姫路市空家等対策協議会

資料

令和８年（2026 年）１０月

姫路市　住宅課

目　次

【１】　次期空家等対策計画について　・・・・・　Ｐ１
【２】　その他報告事項について　・・・・・　Ｐ２

【１】　次期空家等対策計画について

（１）次期計画の概要について

■改定の背景

人口減少や高齢化に伴い、今後も空き家の増加が見込まれることから、継続的に空き家対策に取り組む必要があります。

また、現行の空家等対策計画が令和 8 年度で計画期間を終えることから、これまでの取組や課題、空き家の実態、法制度等の変化を踏まえ、次期計画を策定するものです。

■基本理念

空家等に関わる一人ひとりが協働し、適正管理と利活用を促進するとともに、特定空家等の発生抑制に取り組み、住環境の向上と市民の安全・安心の確保を目指します。

■施策の展開

次期計画では、「発生抑制」「利活用の促進」「管理不全の解消」を 3 本の柱として、総合的な空き家対策を推進します。

１．発生の抑制

空き家化が進行してからでは解決が困難になるため、居住中から相続等の節目まで、所有者等が住宅の将来について考え、適切な管理・処分・利活用を選択できる環境を整えます。

２．利活用の促進

空き家が放置され、老朽化により利活用が困難になる前に、市場への流通や地域での活用を促すための支援を強化します。

３．管理不全の解消

周辺環境に悪影響を及ぼす空き家等に対し、法に基づき適宜状況を判断しながら段階的な指導を行うとともに、所有者不存在の空き家については、相続財産清算人制度等を活用した抜本的な解決を図るなど、これまで以上に実効性のある措置を講じます。

■計画の期間

令和９年度（2027 年度）から令和 18 年度（2036 年度）までの 10 年間

（２）計画案の見直し内容について

■　第１回協議会でいただいた意見を踏まえた主な修正内容を、別紙資料により説明

別紙資料１「草案に対する委員の意見及び計画への反映方針」

別紙資料２「姫路市空家等対策計画（案）」

【２】　その他報告事項について

（１）空家等対策計画改定にかかるパブリック・コメント手続について

スケジュール	内容
11 月中旬	広報ひめじ 12 月号発行
12 月中旬	市議会建設委員会で報告 ⇒パブリック・コメント手続の実施について
12 月中旬～ 1 月中旬	パブリック・コメント手続期間
2 月上旬	・意見に対する市の考え方を作成 ・空家等対策計画（案）の修正
2 月中旬頃	第３回空家等対策協議会の開催
3 月中旬	市議会建設委員会で報告 ⇒パブリック・コメント手続の結果について
3 月下旬	・計画の策定 ・パブリック・コメント手続の結果公表